

令和5年(2023年)10月19日

放課後等デイサービス事業者 御中

姫路市障害福祉課長

放課後等デイサービスに係る定員超過(特例超過)の取扱に係るQ&Aについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「放課後等デイサービス支給量変更に伴う定員の取扱について(令和5年9月28日付姫路市障害福祉課長通知)」で通知した特例による定員超過(特例超過)に係るQ&Aをまとめましたのでご参照ください。

**【お問い合わせ先】**

姫路市役所 障害福祉課 請求担当

電話 : 079-221-2454

Fax : 079-221-2374

E-Mail : seikyu@city.himeji.hyogo.jp

## 放課後等デイサービスに係る定員超過（特例超過）の取扱いに係るQ & A

（令和5年10月19日）

### Q1 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の場合、特例超過の取扱いはどうなりますか。

A1 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の場合は、以下のとおりとします。

#### 1 多機能型の特例超過

放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービスの定員の2割以内の定員超過をすることができます。

（1）従業員の員数に関する特例を適用した事業所の場合

例：児童発達支援 10名 放課後等デイサービス 10名 合計 10名

（請求上の定員区分：10人以下）

定員超過数 定員 10名（放デイ定員） $\times 0.2=2$ 名

※定員 11人以上の事業所についても同様です。

（2）従業員の員数の特例によらない事業所の場合

例：児童発達支援 10名 放課後等デイサービス 10名

（請求上の定員区分：10人以下）

定員超過数 10名（放デイ定員） $\times 0.2=2$ 名

#### 2 多機能型の人員配置

当該日の障害児の数に応じて、基準人員を配置する必要があります（障害児 10人までに  
対し 2人以上に加え、10を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上）。

（1）従業員の員数に関する特例を適用した事業所の場合

例：定員 10名の事業所で 11名または 12名受け入れる場合

（請求上の定員区分：10人以下）

基準人員 2名に 1名加えた基準人員 3名を配置する必要があります。児童発達支援  
のサービス提供時間中も同様です。（加配の職員の取扱いについては当初の通知をご参照  
ください。）

（2）従業員の員数の特例によらない事業所の場合

例：児童発達支援 10名、放課後等デイサービス 10名の事業所で、放課後等デイサービ  
スを 11名または 12名受け入れる場合

（請求上の定員区分：10人以下）

放課後等デイサービスにおいてのみ、基準人員 2名に 1名加えた基準人員 3名を配  
置する必要があります。（加配の職員の取扱いについては当初の通知をご参照ください。）

**Q2 多機能型事業所が特例超過を行った場合は、特例超過報告書に放課後等デイサービスだけ利用者数を記載すればよいでしょうか。**

A2 従業者の員数の特例を適用した多機能型事業所の場合は、児童発達支援、放課後等デイサービス双方のそれぞれの日ごとの利用者数をご記入の上、ご提出ください。

**Q3 特例超過で認められる利用者は、支給量が19日の利用者だけですか。**

A3 支給量に関わらず、契約した全ての利用者が対象になります。ただし、多機能型事業所の場合、特例超過分で児童発達支援の利用者の受入を行うことは、放課後等デイサービスに係る特例超過の趣旨と反するため、児童発達支援の利用者は定員を超えて受け入れることはできません。

**Q4 特例超過で、基準人員2名に1名加える場合、基準人員2名に非常勤1名（サービス提供時間を通じて配置の児童指導員）の計3名を配置した場合、10名以上の受け入れはできますか。**

A4 お見込みのとおりです。なお、基準人員の児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤で配置する必要があります。（加配の職員の取扱いについては当初の通知をご参照ください。）

**Q5 主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、特例超過の取扱いはどうなりますか。**

A5 定員超過数の考え方は同様に放課後等デイサービスの定員の2割以内です。人員配置については、主として重症心身障害児を通わせる事業所の取扱いにより配置してください。

**Q6 定員超過利用減算の計算方法はどのようになりますか。**

A6 特例超過は、やむを得ない事情がある場合として取り扱いますので、定員超過利用減算の適用にあたって考慮する利用者数には含みません。

下に、定員超過利用減算が適用される条件を示していますので、参考にしてください。

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

1日当たりの利用者が、利用定員の150%を超える場合に定員超過利用減算を適用します。

(定員10名) × 1.5倍 = 15人

1日の利用者数が15人を超える場合に減算となります。

(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に1.25倍を超える場合に定員超過利用減算を適用します。

例：定員10名の事業所。開所日数：1月目22日、2月目23日、3月目21日

(1月目) (定員10名) × (開所日数22日) = 220人

(2月目) (定員10名) × (開所日数23日) = 230人

(3月目) (定員10名) × (開所日数21日) = 210人

(3月間合計) (1月目) + (2月目) + (3月目) = 660人

(受入可能延べ利用者数) 660人 (3月間合計) × 1.25 = 825人

3月間の総延べ利用者数が825人を超える場合に減算となります。

特例超過であっても、計算方法は同じになります。